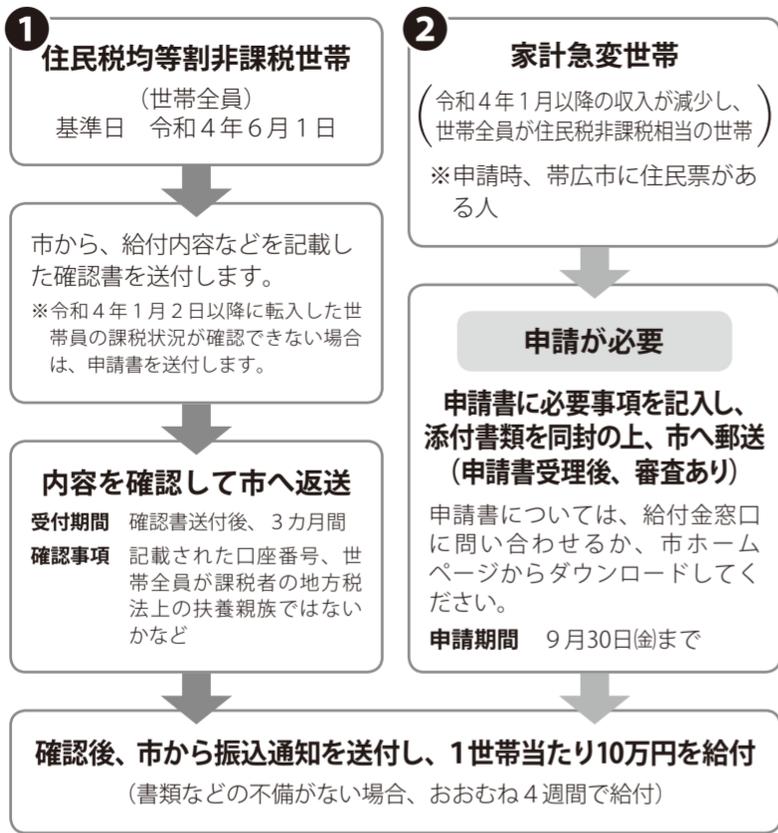


臨時特別給付金の手続き

支給対象となる世帯（いずれかに当てはまる世帯）
※すでに給付金を受給した世帯は対象外です。



《申請先・問い合わせ》6月27日(月)より設置
臨時特別給付金窓口（帯広市臨時特別給付金コールセンター）
〒080・8670 西5条南7丁目1番地、市庁舎9階会議室、☎65・4233
受付時間：平日8時45分～17時30分

住民税非課税世帯への臨時特別給付金の対象世帯が追加

令和4年度新たに住民税非課税となった世帯が対象

問い合わせ・申請先 臨時特別給付金窓口
(〒080・8670 西5条南7丁目1番地、市庁舎9階会議室、☎65・4233)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和4年度新たに住民税非課税となった世帯や令和4年1月以降に家計急変のあった世帯に対し、臨時給付金を1世帯当たり10万円支給します。給付金を受給するためには、左記の手続きが必要です。詳細は、市ホームページをご確認ください。市ホームページID.1010717



支給対象となる世帯

①住民税均等割非課税世帯
世帯全員が、令和4年度「住民税均等割非課税」の世帯

②家計急変世帯（申請が必要）
令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で非課税相当まで収入が減少した世帯（右表）

※令和3年度住民税非課税世帯への給付金の対象世帯または、家計急変世帯として給付金を受給した世帯は、対象となりません。

扶養親族等や本人の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族等がない場合	97万円
扶養親族等が1人の場合	148万円
扶養親族等が2人の場合	190万3999円
扶養親族等が3人の場合	235万9999円
扶養親族等が4人の場合	281万5999円
障害者・未成年・寡婦・ひとり親の場合	204万3999円

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である人は受給できる場合がありますので、下記へご相談ください。
☎市民活動課（市庁舎3階、☎65・4134）または、
配偶者暴力相談支援センター（東3南3、十勝総合振興局内、☎26・9029）

支給対象世帯

- ①ひとり親世帯
- ア. 令和4年4月分の児童扶養手当を受給している世帯（令和4年6月17日に支給済）
 - イ. 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない世帯
 - ウ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている世帯

- ②ひとり親世帯以外の世帯
- ア. 児童手当等受給者で令和4年度住民税非課税となる世帯（令和4年7月6日に支給予定）
 - イ. ア以外で平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生した児童を監護している生計維持者で令和4年度住民税非課税となる世帯
 - ウ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税となる人と同じ水準になっている世帯

※①②ともに平成16年4月2日以降に生まれた児童（障害児の場合は20歳未満）を監護している人が対象となります。

支給額 児童一人当たり5万円

申請方法 ①②ともに、イ・ウは申請が必要
郵送または、こども課窓口（土・日曜日、祝日を除く）で受け付けています。申請方法などの詳細は、市ホームページをご確認ください。

申請期限 令和5年2月28日(火)



子育て世帯生活支援特別給付金を支給

低所得の子育て世帯を支援

問い合わせ・申請先 こども課
(〒080・8670 西5条南7丁目1番地、市庁舎3階、☎65・4160)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯を支援するため、児童扶養手当受給者などに子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対象者や支給額などは、左記のとおりです。新生児も対象となる場合があります。詳細は、市ホームページをご確認ください。



ひとり親世帯▶

市ホームページID.1008630



ひとり親世帯以外の世帯▶

市ホームページID.1008785

給付金詐欺にご注意を!

市職員をかたった電話や訪問による「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にお気を付けください。

- ◎市がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ◎給付金を支給するために手数料を求めることは絶対にありません。

